

令和3年第3回

長与町議会臨時会会議録

令和3年5月11日開会

令和3年5月11日閉会

長与町議会

令和3年第3回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年4月22日
本日の会議 令和3年5月11日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	住民福祉部長 栗山浩二君
教育次長 山本昭彦君	税務課長 村田佳美君
住民環境課長 中尾盛雄君	

会議録署名議員

14番 竹中悟議員 15番 西岡克之議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時06分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから令和3年第3回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、14番竹中悟議員、15番西岡克之議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、常任委員の選任を行います。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務厚生常任委員に松林敏議員、安部都議員、内村博法議員、安藤克彦議員、金子恵議員、岩永政則議員、堤理志議員、西岡克之議員、以上8名を。産業文教常任委員に八木亮三議員、西田健議員、浦川圭一議員、中村美穂議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員、山口憲一郎議員、以上8名を。議会広報広聴常任委員会に八木亮三議員、松林敏議員、西田健議員、中村美穂議員、安部都議員、内村博法議員、安藤克彦議員、竹中悟議員、以上8名をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を各常任委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、各常任委員会において正副委員長の互選を行います。

場内の時計で9時40分まで休憩いたしますので、各常任委員会は正副委員長の互選結果について、議長まで報告願います。

（休憩 9時33分～9時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

各常任委員会の正副委員長の報告がまいりましたので、会議を再開したいと思います。

各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。総務厚生常任委員長、金子恵議員、副委員長、松林敏議員。産業文教常任委員長、河野龍二議員、副委員長、八木亮三議員。議会広報広聴常任委員長、八木亮三議員、副委員長、安部都議員。以上であります。

日程第4、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により浦川圭一議員、金子恵議員、岩永政則議員、堤理志議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、以上6名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第1項、第2項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

竹中議員。

○14番(竹中悟議員)

先程、議長は40分からということで、休憩を取って40分から始めるという話だったから、私は休憩室に入ったんですよ。そしたらもう既に始まっていた。これはどういふことですか。休憩をするということを公式の場所で宣言をしておきながら、時間を早めるということは、私は考えられない。その理由を言ってください。

○議長(山口憲一郎議員)

竹中議員が言われますように、9時40分までということで正式に「休憩」と申し上げました。ただ、これは私のミスで、各常任委員会の正副委員長の報告が早くきましたので、そこを考えずにやってしまいました。申し訳ございませんでした。

それでは、議会運営委員会正副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員長、岩永政則議員、副委員長、浦川圭一議員、以上であります。

日程第5、議長の常任委員辞任について、地方自治法第104条及び第105条の規定に鑑み、慣例により議長は常任委員を辞任させていただきたいと思っております。

本件の議事運営について、副議長をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○15番(西岡克之議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議長の職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第5、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。本件については、地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、山口議長の退場を求めます。

(議長退場)

議長から地方自治法第104条及び第105条の規定に鑑み、常任委員を辞任したい旨の申し出がっております。

お諮りします。本件について、議長の申し出に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議長の常任委員辞任に同意することに決定いたしました。
以上で議長の職務を交代いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は、
地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、山口憲一郎を指名します。

お諮りします。私、山口憲一郎を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と
定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、私、山口憲一郎が長崎県後期高齢者医療広域連合議
会議員の当選人に決定しました。それでは、会議規則第33条第2項の規定によって当選
の告知をし、本席からこれを応諾いたします。

これより、当選人として挨拶を申し上げます。

ただいま長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員として当選をさせていただきました。
この広域連合につきましては、本当に重要なものと考えております。重責を全うできま
すように勉強して務めさせていただきたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願
いいたします。終わります。

日程第7、長与時津環境施設組合議会議員1人の補欠選挙を行います。選挙の方法は、
地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長与・時津環境施設組合議会議員に、中村美穂議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中村美穂議員を長与・時津環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中村美穂議員が、長与・時津環境施設組合議会議員の当選人に決定しました。

ただいま当選されました中村美穂議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人中村美穂議員の挨拶を許します。

中村美穂議員。

○5番(中村美穂議員)

皆さんおはようございます。ただいま長与・時津環境施設組合議会議員を拝命いたしました中村美穂と申します。2年間頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

日程第8、報告5和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

おはようございます。報告5につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長(山口憲一郎議員)

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長(栗山浩二君)

おはようございます。それでは報告をさせていただきます。報告5和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告は、本町高田郷の道路上で発生した交通事故につきまして損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条1項の規定に基づき令和3年4月12日付で専決処分いたしましたもので、同条第2項の規定により御報告をするものでございます。和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和3年3月2日午前9時44分頃、本町高田郷156番地72地先の道路上で発生したもので、本町会計年度任用職員が廃棄物を収集する業務中において、収集運搬車を運転中に方向転換をする際、停車中の車両に接触し損傷したものでございます。和解の内容は、町の過失割合を10割としその損害を賠償するものであり、今後、本件事故に関し双方とも一切の異議、請求の申立てを行わないことを確認するものでございます。損害賠償の額は7万1,500円でございます。なお、事故後直ちに当事者及び関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き、交通法規の遵守、安全

運転の徹底に努めてまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、議案第32号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第10、議案第33号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第32号及び第33号につきまして提案理由を申し上げます。議案第32号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び議案第33号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。令和3年の地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、その承認を求めるものでございます。はじめに議案第32号でございます。今回の税制改正の主な内容といたしまして、固定資産税では宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の仕組みを継続し、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じるものでございます。軽自動車税では新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9か月延長する等の見直しなどが行われ、これに伴い所要の改正を行うものでございます。専決処分書の1ページをお開きください。第1条中、第24条は、個人町民税の非課税の範囲において均等割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いを見直すものでございます。第34条の7は、寄附金税額控除において、国税の改正により寄附金の範囲が見直されたことに伴い改正を行うものでございます。第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養申告書につきまして、個人町民税の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いを見直し、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。第51条は、町民税の減免につきまして所要の整理を行うものでございます。1ページ下段から2ページ上段にかけての第53条の8及び第53条の9は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備及び電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。第81条の4は、軽自動車税環境性能割の税率につきまして、地方税法の改正に伴い所要の整理を行うものでございます。附則第5条は、個人町民税の所得割の非

課税限度額における国外居住親族の取り扱いを見直すものでございます。附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年延長するものでございます。2ページ中段から3ページ上段にかけての附則第10条の2は、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設に伴い、わが町特例の割合を定め、所要の整理を行うものでございます。附則第11条及び附則第11条の2は、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義及び令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例につきまして。附則第12条及び附則第13条は、宅地等及び農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきまして。附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例につきまして所要の整理を行うものでございます。3ページ下段から4ページ上段にかけての附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月間延長し、賦課徴収の特例につきまして所要の整理を行うものでございます。附則第16条、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長するなど、所要の改正を行うものでございます。附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。4ページ下段から5ページ上段にかけての附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長に伴い、所要の整理を行うものでございます。第2条のうち、第48条、第50条、第52条、附則第4条の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴い所要の整理を行うものでございます。附則でございますけれども、第1条では、本条例は令和3年4月1日から施行することとしております。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行することとしております。5ページ下段から6ページ上段にかけての第2条は町民税に関する経過措置を、6ページ中段から7ページ中段にかけての第3条は固定資産税に関する経過措置を、第4条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しておるところでございます。

続きまして議案第33号でございます。専決処分書の1ページをお開きください。附則第2項、附則第3項、附則第4項及び附則第5項は、都市計画税の課税標準の特例につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則第7項、附則第8項、附則第9項、附則第10項、附則第11項及び附則第12項は、宅地等及び農地に対して課する都市計画税の特例につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則第16項は、都市計画税の課税標準の特例につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則でございますけれども、第1項では、本条例は令和3年4月1日から施行することとしております。2ページの第2項では経過措置を規定しております。

以上が議案第32号及び第33号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお

願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。まず、議案第32号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号、議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第32号、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第32号長与町条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第33号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。お手元に配布のとおり、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定いたしました。

これで会議を閉じます。

これで令和3年第3回長与町議会臨時会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

(閉会 10時06分)